

8 番 清 水

受付番号第9号、議席No. 8番、清水明でございます。

件名、「声なき声が届いていますか」。

誰にとっても住みやすい町づくりを掲げる山北町は、これといった人権問題もなく経過していることに、町長をはじめとする町職員の努力に敬意を表するところです。定期的に行われている人権相談でも相談件数が少ないということで、町民の一人として喜ばしく思っています。

ただ、全国的な調査を見ると、一例を挙げればLGBTQ+（性的少数者：セクシャルマイノリティ）は、統計的に人口の8%が存在すると言われていています。山北町に当てはめると、およそ800人弱が存在することになります。

実態がどうなのか、声なき声を聞き取るのも行政、議会の役割と思い、いくつかの問題を取り上げます。

1、パートナーシップ制度が南足柄市、大井町、松田町で実施されています。このままでは世の中の流れに取り残されるおそれがありますが、山北町では実施の有無について検討がされているでしょうか。

2、日本語を母国語としない外国の方々が山北町に居住、通勤されていますが、この人たちへのフォローについて、どのように取り組まれていますか。

3、ここ数年、話題に上っている「ヤングケアラー」について実態を把握されていますか。把握されているとしたら、どのような方法で把握しているのか、また、何らかに対応すべきことが生じているのでしょうか。

以上であります。

議 長

答弁願います。町長。

町 長

それでは、清水明議員から「声なき声が届いているか」についての御質問をいただきました。

初めに、1点目の御質問の「パートナーシップ制度が南足柄市、大井町、松田町で実施されています。このままでは世の中の流れに取り残されるおそれがありますが、山北町では実施の有無について検討がされているでしょうか」についてであります。町では第5次総合計画後期基本計画において「人権尊重のまちづくりの推進」を掲げており、その基本方針の中に、「性的指向等に関係なく、全ての町民の人権が尊重され、互いに認め合うまちづ

くりを目指す」としており、これを具現化する施策として、本町においても、令和4年4月から「山北町パートナーシップ宣誓制度」の開始を予定しております。

具体的には、性的マイノリティのカップルが、町職員立会いの下、お互いが人生のパートナーであることを宣誓していただき、町が「宣誓書受領証」を交付するというもので、交付を受けた方は、町においては公営住宅の申込みや税証明書の発行、介護保険認定代理申請に利用ができるようになり、民間においては、生命保険の受取人指定や携帯電話の家族割の適用、入院・手術時の同意などに利用できるようにもなります。

本制度の導入によって、町民・企業などに性的マイノリティへの理解が広がることで、多様性を認め、誰もが自分らしく暮らすことのできる地域社会の実現を目指してまいります。

次に、2点目の御質問の「日本語を母国語としない外国の方々如山北町に居住、通勤されていますが、フォローについてどのように取り組まれていますか」についてであります。令和3年11月1日現在の住民基本台帳の人口9,819人のうち、外国人登録者数は92人、人口比率は0.94%であり、平成20年と比べると32人の増で、年々若干ではありますが増加傾向にあります。また、国別で見ますと、最も多いのがベトナム国籍の方々が35人、続いて中国国籍、フィリピン国籍の順となっております。

本町における外国人の方々は、町内に所在する企業で働く場合や、日本国籍の方との結婚により住民登録するケースが多く、働いている外国人の方々に対しては勤務先の企業が、結婚された方々に対しては日本人のパートナーが、住民登録から生活全般を通してサポートしているのが実態のようであります。

このため現状では、町内において日本語を母国語としない外国人の方々が来庁され、相談を受ける事例はほとんど見られませんが、相談があった場合、まずは役場1階の総合案内で御用件を伺い、相談内容に応じて担当課へ御案内する対応を取っております。

その際、言葉の面でフォローが必要な外国人の方が来庁された場合には、昨年4月から総合案内窓口に設置しております音声翻訳機も活用していき

いと考えております。

また、相談の内容によっては、県や関係団体等と連携・協力を図り、外国人の方々の支援に努めてまいります。

次に、3点目の御質問の「ここ数年、話題に上っている『ヤングケアラー』について実態を把握されていますか。把握されているとしたら、どのような方法で把握しているのか、また、何らかの対応すべきことが生じているのでしょうか」についてであります。ヤングケアラーとは法令上の定義はありませんが、一般的には、本来は大人が担うと想定されている家事や介護などを、その責任能力を超えて日常的に担っている18歳未満の子どもとされています。

具体的には、障害や病気の家族に代わり、買物、調理、掃除、洗濯などの家事を行ったり、幼い兄弟の世話をしたりしている子どもが該当します。

一方、家族に要介護者がいる場合など、介護保険サービスを利用しながら18歳未満の子どもを含めた家族が日常の世話をすること自体は、何ら問題のあることではなく、責任能力を超えて過度に負担がかかっているということが問題になると考えております。

現状において、町では、「ヤングケアラー」の実態を把握することは難しいと認識していますが、日常的に高齢者宅を訪問している地域包括支援センターに確認したところ、現段階では、ヤングケアラーに該当するのではないかとこの事例の把握には至っておりません。

事例が発生した場合、御質問の件名にもある「声なき声」となってしまうよう、高齢者宅を訪問する地域包括支援センターやケアマネジャー、地域のことをよく知る民生委員・児童委員、そして何より子どものふだんの様子を把握している小・中学校とも連携を図り、「ヤングケアラー」という事例が発生しないよう情報収集に努め、把握した場合には、適切な介護サービスや障害サービスの利用を含め、必要な相談・支援に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

議 長

8番、清水明議員。

8 番 清 水

8番、清水でございます。

いくつかというか、大きくは三つの質問をいたしました。全て件名にある

ように、「声なき声が届いていますか」ということで、これから質問させていただきます。

まず1番目の質問であります、町のパートナーシップ制度導入についてであります。私は、1年前の一般質問でLGBTに関連をして、町はパートナーシップ制度について、どのように考えているかと質問いたしました。その時点で、今のところ、特に考えていないと回答がありました。重ねて、では、ある日突然、なぜかここでは男の人にしたんですが、これは男女関わりありませんが、同性の2人が来て、パートナーシップはどうなのと言われた場合に、やはり考えておかなきゃいけないんじゃないかと思い、その辺について、やはり考えておくべきことではないかと質問しました。町としては、以前から、川村小学校をはじめとして人権尊重を長くやっている、そういう中で、この一つの問題だけでなく全ての人権に関わる問題について、やはり差別をなくしていこう、そういったことがないようにやっていきたいと思っていると。表面に出ない数字は当然あるというふうに思うが、それはそれとして、それがはっきりして出ている市町村はパートナーシップも当然考えなければいけないと思うが、山北町はそういった数字が非常に少なく出ている自治体なので、必ずしもそういう対応を急いで検討するということは、今のところよろしいのではないかと個人的に考えているとお答えがありました。

それで、私は、小田原市を例にとってLGBT、この時点ではLGBTでした、私の知識は。今はLGBTQ+ということになっていますが、このLGBTに関わって数字として出ていなくても、安心・安全、そして優しさを根底にされている山北町は、すぐにパートナーシップ制度とまではいなくても、検討を進めていくのはどうかと問いましたが、特化して町として取り組んでいくということは、あまり今のところ必要ないのではないかと。つまり、検討も必要ないというお答えでした。私は、この時点で、全ての人権に対して取り組んでいくという町長の回答については、そのとおりであると。ただ、やはりめり張りというか優先順位があるのではないかと思いましたが、その答弁、なるほどということで終わりにしました。

そこで、今回、人権に関する全ての差別に取り組むので特化して取組はしないとお考えでしたが、それがここで変わった、その経緯を問います。

議  
町

長 町長。

長 清水議員がおっしゃるように、私のほうとしては、今まで山北町は、数十年にわたって人権問題ということで、同和問題も含めてやってきました。そういう中で、こういうような個別の事案に関しては、それほど考えなくていいのではないかというふうな考えでございました。しかし、現実問題としては、誤解をされてしまう。山北町は人権に全然配慮しない、そういうような町だというふうに、清水議員がお考えのように、逆の発信がしてしまう。そういったようなことが、実際に町村会の中でも議論になりました。そういったようなことから考えると、山北町は本来、人権について非常にトップランナーとして走ってきたのに、そういった意味では誤解を受けるのでは、これはいかなものだろうと。やはり、いろいろな考え方がありますが、パートナーシップとか、そういったことに関しては、やらざるを得ないのではないかということで考え方を改めさせていただきました。

議

長 清水明議員。

8 番 清 水

この導入については、私はもともと進めたいという考えでしたから、非常に、ちょっと生意気な言葉ですが、よい判断であったというふうに思っております。ただ、1年前のLGBTに関連をしてパートナーシップ制度の導入についてどうかと、一議員の提言ではありましたが、その時点では受け入れられませんでした。方針の変更については、今お聞きをしました。私が時代に取り残されるんじゃないかというふうなことも書きましたが、やはり、私は、去年、あの時点で取り上げてもらえれば、例えば7月でしたね、南足柄と大井町が協定を結びました。松田町が9月に宣言をしました。それよりも早く、私は、「人権のまち山北」としては先頭を走ってほしいなという思いで提案をいたしました。ただ、ここで変更、全ての人権を取り扱うんだ。だから特化はしないぞということでやってこられた。これが方針の変更だということです。それについては、こういうことで変えるよということを事前にこちらのほうに伝えてもしかるべきではないかなと。

確かに、一議員の発言ではありますが、何となく、議員の提言は聞き流しちゃうよということで、議会軽視の考えがあるんじゃないのかということで、私はこのことについても、ぜひお聞きをしたい。

議  
町

長 町長。

長 決してそんなような議会軽視とかそういうようなことは考えておりません。清水議員も御案内のとおり、川村小学校をはじめとして、本当に長い間、先生方、あるいはまたそういった人権に関わった方が非常に多く、いろいろな業績を残していらっしゃる。そういったようなことも含めて、私は全般的なことを人権の中で扱うのが一番いいのではないかという考えは今も同じですけども、しかし、おっしゃるとおり、皆さんが誤解をして、そして山北町は遅れているというようなことで言われる。実際に、南足柄、大井町のときも、私もその首長と話を、そのときに今度やるんだということで話はしました。

そのときに、私は山北町は人権のまちだから、もう少し考え方は違うよということで、そのとき述べたことがあります。

しかし、実際にそれがこういう制度になってくると山北町は遅れている。そういうような考え、また、これもあれもやれ、やらなきゃいけないというようなことが言われてしまって、私としては、非常に残念ではありますけども、しかし、皆さんが誤解するのを一人一人を説得しておくというのも、なかなか難しい話で、やはり皆さん、ほかの自治体のやるようなパートナーシップについては、やはりやっていかなければいけないだろうということで考え方を述べさせていただいたものですから、その辺は御理解をいただければというふうに思っています。

議

長 清水明議員。

8 番 清 水

長 決して、軽視をしているわけではないと。あの行政も議会も町の人たちの安心・安全、幸福な生活を追求するために努力をしていると。そういう点では同じ方向を向いているということで、それについてはよく承知をしているところであります。

では、このパートナーシップ制度ですが、窓口で宣誓書受領書の交付を受けると、いろいろなことが認められると。例えば、公営住宅の申し込みができる。それから納税証明書の発行、それから介護保険認定代理申請にも利用できる。あとこの民間において、お答えのように大きなことは入院手術時の同意が家族でなければできない。それができるようになる。これはとても大きなことだと思います。

上病院、それから市立病院ということですが、これがそのほかにも波及するかどうかというふうなことについてはどうなのでしょう。福祉課のほうで。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 入院手術時の同意につきまして、もう既に、上病院と小田原市立病院ではできるようになっています。近隣のそのほかの病院については、確認はしてございませんが、この制度は来年4月から立ち上げさせていただくというふうに考えてございますが、1市5町で連携を同時に図りたいともう考えてございまして、その中で、担当者の打合せもしましよということになっておりますので、1市5町として、こういった取組をしてもらったらどうでしょうかということをお各病院に、近隣の入院施設を特に持つような病院に投げかけるのも、一つの方法ではないかというふうに考えてございます。

議 長 清水明議員。

8 番 清 水 できる限り、そういったこと、今まで認められたことが認められるように、輪を広げていっていただけるということで、ぜひ今後とも継続して頑張りたいと思います。ただ、その担当課に聞きましたらば、人権相談がほとんどない。それは、山北町の住民にとっては、様々な困難なものがないということの証だと思いますが、ただ、表題にありますように、本当に声なき声はないのかということをお考えますと、例えばパートナーシップについても、まだ山北では、そういった事例はないかと思いますが、カミングアウトするには、まだまだ高いハードルがあると思います。

周りの目を気にしない、気にしてくるんじゃないで、そういう覚悟をしないで、肩の力を抜いて申請できるようになるためには、やはり町の人に、こういうことなんだよということをお知らせしていかなくちゃいけないと思いますが、広報等について計画はあるでしょうか。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 こちらの制度、来年の4月1日から予定というふうに考えてございますが、広く町民からこの制度に対する意見を募集しようと考えています。もう既に、12月の3日の午後に、町のホームページ上には、意見を募集しますと。来年

の1月の14日までを期間として、募集をかけてございます。また、1月1日号の広報でも、出してくださいということをアナウンスすることとしてございます。

議 長 清水明議員。

8 番 清 水 若干逸れてしまうかもしれないのですが、ぜひ聞いておきたいので質問いたします。

パートナーシップに関連をして、事実婚については、町はどのように考えていられますか。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 今回のパートナーシップ宣誓制度については、性的マイノリティのほかに事実婚も対象としています。事実婚の方の中に何らかの事情があって、婚姻届を出すことができない。でも実際に一緒にパートナーとして暮らしていると。こういった方も同じように救いたいというところから、事実婚も含めるといふうにしております。事実婚も同列と考えてございます。

議 長 清水明議員。

8 番 清 水 事実婚についても同列だということで、これも、やっぱり一定の前進ではないかと。性的マイノリティ、特に夫婦別姓問題で女性がかかなり言ってみれば、差別を受けているということでは、その事実婚を認めていくということは、一定の前進だといふうに考えております。

では、次の質問。2つ目ですが、日本語を母国語としないということで、回答によりますと、外国の方々のうち、企業で働いている方々は、勤務先の企業がサポートをしていると、日本人と結婚されて、町に居住されている方々は、日本人のパートナーがサポートしているということで、外国人の方々が来庁して、相談をすることはほとんどないということではありますが、このほとんどないということは、ゼロなのか、または数字があるのか。そのところを質問します。

議 長 福祉課長。

町 民 税 務 課 長 お答えさせていただきます。ほとんどないと申し上げても、全くゼロではございません。ただ、答弁にもございましたとおり、ほとんどの例が企業ですと、もう日本語をもう解するということが事実になっているので、そう



いった方がついてこられる。あるいは外国の方でも、もう日本語に堪能な方、そういった方がついてきて、実際やり取りしている。そういったようなケースになっております。

議 長 清水明議員。

8 番 清 水 回答によりますと、外国人登録者が92人で、町の人口の0.94%であると。で、20年から32人が増していると。ベトナムの人、中国の人、フィリピンの人が多いということでありました。

今、来庁されるのはゼロではないと。でも言葉の困難さは感じてないということではありますが、その企業、家庭から母国語の広報が欲しいというような要望はないのでしょうか。

議 長 企画政策課長。

企 画 政 策 課 長 広報の関係なんですけれども、そういう要望は聞いてはございません。町の広報の内容をおおむね町のホームページのほうにもアップしている状況なんですけれども、現在町のホームページにつきましては多言語対応になってございますので、そういった部分で、外国人の方にはお知らせはしているような状況でございます。

議 長 清水明議員。

8 番 清 水 では、教育関係について、質問いたします。その外国人登録者のうちで、就学児童・生徒の数を把握されていると思いますが、提示をしていただきたい。

議 長 学校教育課長。

学 校 教 育 課 長 現在のところ、外国人の児童・生徒は、山北町内ではゼロになっております。

議 長 清水明議員。

8 番 清 水 ということは、これは、そういったその対象になる子どもさんがいないということなのか、どっかほかへその言葉が不自由じゃないところに行っているのか、その辺はお分かりでしょうか。

議 長 学校教育課長。

学 校 教 育 課 長 外国人の方でも転入してきて、学齢期のお子さんがいられる場合は、教育委員会のほうに御案内していただいて、就学の御案内をしております。そ

れないということですので、もともとお子様を連れて入って来られていないというふうに理解してございます。

議 長 清水明議員。

8 番 清 水 今、実は、質問したのは、町でも外国の方、時々見かけます。ということで、当然、お子さんもいられるのかなと思ひまして、質問を用意したんですが、そういうことがないということですので。正直、ああ、そうなのかということで、すみません、ちょっと質問がうまくいきませんでした。

それでは、3つ目のヤングケアラーの問題について、移ります。ヤングケアラーについては、まだ公的な定義がないということが言われています。両親のどちらかが離婚、死別によりいない。あるいは仕事などで忙しい場合、子どもが介護を担わざるを得なくなる状況になり、要介護状態の家族のために大人が担うような介護の責任を引き受け、家事や家族の世話、感情面のサポート、介護を行っている子どもや若者のことで、特に18歳以下の子を指すというふうに言われています。

総務省の調査によりますと、現在全国で約3,710万人が存在すると言われています。これは、中学2年では約17人に1人、5.7%、それから高校2年で約24人に1人、4.1%ということで、調査のほうが中2と高2しかありませんので、それ以上、ちょっと調べようがありませんでしたが、それにしても少なくない数です。クラスに2人ぐらいいるだろうということです。

そういう中で、ヤングケアラーのうち、6割は自分はヤングケアラーであると認識はしていないということになっています。

それで、回答の中で、介護保険サービスを利用しながら、18歳未満の子どもを含めた家族が日常の世話をすること自体は何ら問題のあることではなく、責任能力を超えて過度に負担がかかっているということは問題がなると考えていますとあります。

私は、ここで、何ら問題のあることではなくということと、過度、過度とはどの程度を指すのかについて、質問します。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 答弁書の中の何ら問題はないというのは、家族として暮らす以上、お子さんであっても、おじいちゃんのお世話をしたりということは、当然、それは

普通にあることだと思うんです。それが問題となるというわけではないということでありまして。じゃあ、何が問題なのかというところが、過度に負担がかかっている。じゃあ、その過度は何なのかといったところが、例えば、学校から帰ってきて、宿題もする間もないぐらい家事をしなくてはいけないですとか、幼い兄弟の面倒を見なくてはいけないんですとか、本人がやりたいことができないぐらい家事に追われてしまっていると。そういったのは、それは過度に当たるというふうに考えてございます。

ただ、明確な基準がもちろんあるわけではないんです。なので、そこは、何とも言えないところはあるんですが、答弁書に書いてある、その過度というのはそういった意味でございまして。

議 長 清水明議員。

8 番 清 水 厚生労働省が、このヤングケアラーを自治体の窓口などに連絡した場合に、診療報酬を加算する方針を固めた。そこから数をつかんでみたいというふうな取組をしているようです。ただ、その背景には、子ども自身が自分をヤングケアラーだと知らなかったり、これは、先ほど申し述べました。周囲の大人が気づきにくかったりして、子どもが十分な支援を受けられなくなりがちな現状であると、先ほど回答にありましたけれども、日本的なところで、家族は家族が見る。これは今ずっとそうしてきました。ところが、もうそれでは、子ども自身がつぶれてしまうようなことで、このヤングケアラーの問題が出てきたということです。

一番困るのは、家族のことは家族が見る。それが当たり前だと。それについて、何ら外に向かって、援助とかそういうものを考えない。大体6割が認識しない。ですから、この子たちをどういうふうに引っ張り上げていくのか。

要は、声なき声をどういうふうにするのかということでは、このことについて、町では、このヤングケアラーの存在について、数とかそのほかを調査したことはありますか。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 調査をしたことはございません。ただ、今回の御質問に当たりまして、地域包括支援センターに確認しましたところ、包括支援センターの職員は、日々、高齢者宅を訪問してありますが、そういった中で、把握した事例はあるか

と聞いたところ、そういった事例は特に把握はしてませんということでした。

しかし、議員がおっしゃられますように、何と申しますか、お子さんが当たり前のように家族の世話をしているって、それは、過度になっていなければ、それはいいんですけども、過度になっていたとしても、それがもう日常的事務的なことになってしまっていて、自分自身が負担に感じているということすら気づかないということもあるんじゃないかなとは思っています。

さらに、この問題でややこしいのは、把握が非常に難しいということだと思っています。例えば介護サービス事業所ですとか、障害福祉サービス事業所が入るといふことであれば、第三者の目が入りますので、そういった事業所からの情報提供を町にしてもらうことによって、把握ができるということはあると思うんですが、若い御家庭で、お父さん、お母さん、共稼ぎ、共働きで中学生のお子さんと小学生の弟妹、そういったところでは、その中学生が声を上げてくれれば、それはもちろん把握できますけども、把握、声を上げるということは恐らくないと思いますので、把握するのが非常に難しいなというところが、現実問題として感じているところです。

そういったところをどういうふう把握していくかということ、今後、どういった方策があるかというのは、町としてもいろいろ考えていかなければいけないといけないのかなというところは感じているところでございます。

議 長 清水明議員。

8 番 清 水 現在、山北町、これも担当課に確認したんですが、父子家庭が2、それから母子家庭が72、要するにシングルファザー、シングルマザーですね。これは、4,236の家がある中の74ということで、1.7%に、計算が間違っていなければ当たります。多いのか少ないのか。それから、今顕在化していないということでは、ある意味では、ゼロであるのかなと思いますが、この74の家庭の中で兄弟のいる家庭が31であるというふう確認をしました。そうすると、少なくとも、今言った74のうちちょっと注意して見ていく必要があるのかな。何しろ子どもは、その家族が面倒見るのは当たり前だというふう、私達は長い間に教わってきた、植え付けられてきたということから、その過度に負担がという、その過度が押さえられていない。多分頭の中にないないということ、だから、それは周りが気がつかなくちゃいけないということですが、

小中高ということで、特に中学、高校について、今、非常に、家族の面倒を見るので時間は取られてしまうということで、これは、ある意味教育を受ける権利を奪われてしまっているのではないかと。もしであればですよ。

ということで、例えば、山北中学校、川村小学校では、このヤングケアラーに該当する子はいるのかどうかについては把握をされているでしょうか。

議 長 教育長。

教 育 長 いじめのアンケートでなくて、今、山北町では、生活実態アンケート、これを小学校は学期ごと、それから中学校は、月に1回実施しております。そういった中で、このヤングケアラーについての状況も出てくるかなというふうに思いますけども、実際には出ておりませんが。それから、あと教育相談がございます。さらには、こういうケースもございました。小学生のお子さんが遅刻が多かったんです。どうして遅刻をするのかなということで、そうしましたら、御両親いたんですけども、お父さんが朝早く、夜遅く帰ってくる。こういうふうな状況で、お母さんもちょっと体調を崩されて、なかなかお子さんの面倒も見れない。その家庭はお子さんが多くて、小さい子どももいられたということで、その子どもが御飯を食べさせ、洗濯をして、それで学校に来るとということで、それが分かりました。早速、ケース会議をやって、そして保健師、あるいはスクールソーシャルワーカー、そういった関係の方々としながら、家庭訪問したり、いろんな対応策して、今解決に至っております。

ですから、そういったケース、子どもたちの日常の状況、やっぱり先生方がこのヤングケアラーという認識をしっかり持つことが大事かというふうに思っています。虐待のときもそうでした。20年ほど前から虐待が取り沙汰されたとき、このしつけと虐待の違い、そのところも非常にグレーゾーンがございまして、あったんですけども、このヤングケアラーもまさしく同じ状況じゃないかなというふうに思っています。ですから、先生方の研修だとか、あるいはいろんな文書、通知がございます。そうした中、学校で常にそういったことをまず先生方がしっかり認識しないといけない。そして、そういったケースが状況が見えたときは、すぐに対応するという、そういうことが大事かなというふうに考えてございます。

議 長 清水明議員。

8 番 清 水 今の答弁は、非常に山北町、さすがに人権、子どもたちをよく見ていると。調査によりますと、非常に難しい、把握するのは難しいと。教員の知識、認識不足もあり、ヤングケアラーを早期発見、支援したいが難しいということ、スクールソーシャルワーカーさんもそういう声が多いということでもあります。

しかし本当に、日常見ていけば、今の遅刻の件、遅刻、早退、欠席、それがその不登校につながっていく。もう兆候が出ているということで、ここまできると、まあ、ちょっといろいろ問題だと思えますが。例えば、中学生辺りで、これは全国的な話ですが、平日1日の平均で、中学生が4時間、高校生が3.8時間家族の世話を焼いているという調査もあります。そうすると、本当に自分の時間が持てない。それから友達と一緒にいることは考えられないということで、非常に厳しい状況にあると。そういう中で、そういうふうにならな気がついてもらえることについては、非常にやっぱりありがたいことであるというふうに思います。

それで、先ほど厚生労働省が医療機関を通じて、その発見に努めたいというか、厚生労働副大臣がまだ途中経過だと思いますが、こんなに酷い状況であると思わなかったと。もうこれは早急にその認識をしない6割を拾い出さなくちゃいけないということで、即効性のある対策を急ピッチで検討すると。それで、昨日の総理大臣の話の中でも、シングルマザーや在留外国人も孤独・孤立対象幅広く手当をしていくんだというふうなことを言っておられました。

やはり、そのときに、私の件名に戻って、声なき声をいかに拾うのか。それで、昨日、今日の話でも、やっぱり私たちはどうしても役場の職員に頼ってしまうところがある。なかなか自分からこういうことをやるということは言いにくいところがある。それから、私はかつて全員協議会の際に、役場の職員を減らさないよという要望を出しました。人数が減るということは、大抵サービスが低下をするということになります。今まで、3人でやっていたのを2人でやればよいというふうなことになりますが、必ずサービスが低下をしてしまう。だから、人数を減らさないでほしい。

それから、どうしても、役場の職員にやってもらえばいいやというふうな

安易な考えにもなってしまう。先ほど、回答にもありましたが、やはり山北町のことについては、私たちが様々なところでできるところを担っていきたい。例えば、選挙のことについては、絶対間違っちゃいけないから任せられないというふうなことがあると思いますが、任せられることをやっていく。じゃないと人数が減りました。サービスは落ちます。これでは、安心・安全優しいまちにはならないと思うんです。

とって、今一生懸命、役場の職員にやってもらっている。これ以上のことを要求するのは、酷だということはよく分かっております。ただ、私たちというか、私は責任がありませんから言いたいことが言えるということでは、何を言っているんだというふうなことになると思いますが、でも、少なくとも、人間がないからできない。これは、町民にとっては決していいことではありません。いないならば、何とかする。それを知恵を絞るのが行政、そして私たちであると。議員もその一員であるというふうに考えています。

ですから、その辺をもうちょっと外へ発信するような、応援を発信するようなことを考えていかなきゃいけないと思いますが、それについては町長、どうお考えですか。

議 長 町長。

町 長 まあ、おっしゃるように、職員を減らすとか、そういったようなことは、いろいろな状況の中で減らさなきゃいけないときもありますし、また減らしてはいけないところもございます。そういう中で、どれが正しいのか、あるいはまた応援していただく方を外部に発信していくということが、果たしてどうなのかというようなことはいろいろ考えなきゃいけないと思いますが、少なくとも、私が思った、このヤングケアラーについては、私は、たまたま、私のはとこが全くそうです。もう、かなり昔になりますけどね。おばあさんの介護を小学生のときにやっていました。本人がおっしゃるように、それは自分がそういうふうには思わない。ただ、どこが違うかという、やはり両親の愛情を非常に受けている。だから、そこが肝腎だと思うんです。ただやっていることだけが、家族だから面倒見てということではなくて、両親が自分の子どもをどれだけ大事に思って、そして、それに悪いけど、ちょっとおばあちゃんの面倒見てねというようなことを本人が理解するかどうか

が大事であって。ただ、行われていることだけがヤングケアラーかどうかというのは、その当時、介護保険法もありませんでしたけども。今、彼女は、漫画家になって、その自分の体験を「介護小学生」というのでやっておりますけども、本当にすさまじい、我々が当時、介護保険がなかったから、そういうふうなことを思っております。そういったようなことで、本質的には、両親がどれだけ自分の子どもを愛情を持って育てているか、そここのところがこういうヤングケアラーの問題をどちらに判断するかということになってくるんだろうというふうに思っています。

また、ちょっと戻りますけど、日本語の外国人の方もそうなんですけども、私は会計事務所を随分見てましたから、いっばいしました。外国の方が従業員で。企業は絶対そういったことを行政に持ってきたくないわけです。もう大変なことになる。要するに、実際の事業所の外国人の方というのは、もういろんなデメリットを持っているわけです。不法入国、ビザが切れてる。あるいは年齢を偽っている。もういっばいあるわけです。それが全部とは言いませんけど、どっかにそういうことが若干あるというのが割と多かった。それを、そのままストレートに行政に持っていくというようなことは、まずありえませんから。非常に注意しながら、ちゃんと対応しているというのが、実態でございます。そういった中で、やはりそういったような日本語以外の母国語についても必ずついていて、そして一人で何かしゃべるといようなことはなるべく避けるというのが企業のあり方だというふうに思ってます。

それが、実際にどうなのかということは、非常に難しい問題ですけど、我々がそれがいいということではありませんけど、そういったのが実態だということだけは理解していただければというふうに思っております。

議 長 清水明議員。

8 番 清 水 私はあまり人生経験が豊かではありませんので、まあ思ったこと、特に弱い立場の人の声を伝えていきたい。私は前職が教員でありましたが、中学校社会科で子どもたちに教えたこと、全然関係ないんですが、やはり生きていく上で憎まなくちゃいけないのは戦争と貧乏であると。だから、本当に困っている人たちを何とかしたい。それは、皆さんも同じだと思うんです。その一助となるように、できるだけ、今の首相も言ってますが、聞くことが上手



であると。私たちは耳を大きくして、そういった特に困っている人たちを救いたい。それを行政に届けていきたい。そんな思いであります。今、町長の言われるように、両親、でも今なかなかそうになってない部分が非常に多い。何とか、悲鳴も上げられない子どもたちを救うことがやっぱり急務じゃないかなと思います。できるだけ、協力をしながらそういう子を一人でも救いたい。そういう点では、先ほどの教育長のお話、本当にありがたく思っております。

最後に、では町長に、これからも議会は当然ながら、適度な緊張を持ちながら行政と共に歩んでいくということで考えております。そういうふうなことで、町長同じだと思いますが、最後、その点だけお聞きして、終わりにします。

議  
町

長  
長

町長。

おっしゃるように、やはり町の行政も、我々と議員の皆さんと一緒に頑張って、進めていかなければいけないというふうに思っています。特に1番目のパートナーシップにもありましたように、人権問題については、私も、小田原の家庭裁判所の事務の人とかなり知り合いでしたので言ったんですけど、山北町は何でこんなに、こういった例えば成年後見人とか、そういうのが少ないんだと。トラブルが非常に少ないというようなことで、清水議員がおっしゃったように、全国の統計で言えば、このぐらいいなくちゃいけない。だから、絶対あるはずだと、その方は言うんですよ。しかし、実際には、今だんだん少しずつありますけど、要するに非常に少ない。それがいいことか、悪いことかは分かりませんが、そのくらい山北町は皆さんがいろいろなところで、皆さん、それぞれの考え方の中でこの人権の中で扱っていただけたらというふうに思ってます。

ですから、必ずしも、我々は万能ではございませんので、ぜひ皆さんと一緒に様々なことに対応していきたいというふうに思っています。これからもよろしく願いいたします。

議

8 番 清

長  
水

清水明議員。

終わります。